

鳥取市営住宅公園等環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市営住宅公園等環境整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市営住宅団地内の公園及び広場（以下「団地内公園等」という。）の環境美化を図るため、当該団地の住民が行う除草・清掃活動の円滑な実施を促進することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、団地内公園等（公園にあつては面積150㎡以上（300㎡未満の場合は遊具を有していること。）のもの、広場にあつては面積300㎡以上のものに限る。）の除草・清掃活動を行う次に掲げる団体とする。ただし、同一団地内に複数の団体がある場合は、そのうちの1団体のみとする。

(1) 団地内で結成された自治会組織等

(2) 団地内で結成された団体で、住宅管理人が代表であるもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項及び次条に規定する団地公園等の面積については、都市整備部建築住宅課が算定した数値を使用する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が本補助金の申請日の属する年度において実施する前条第1項の団地内公園等の除草・清掃活動とし、申請日前にこれらの活動を行った場合にあっては、当該申請日前の活動も補助対象事業に含むものとする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業に要した費用の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除く。）と補助限度額（別表の第1欄に掲げる団地内公園等の面積の区分に応じて同表の第2欄に定める額とする。）のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、一の補助対象者につき1年度1回限り交付するものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同

法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第7条 本補助金の交付に関わる事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の末日までに行わなければならない。

- 2 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月19日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1	2
補助対象となる団地内公園等の面積	補助限度額
1 5 0 m ² 以上3 0 0 m ² 未満の遊具を有する公園又は 3 0 0 m ² 以上5 0 0 m ² 未満の団地内公園等	1 5, 0 0 0 円
5 0 0 m ² 以上3, 0 0 0 m ² 未満の団地内公園等	2 0, 0 0 0 円
3, 0 0 0 m ² 以上の団地内公園等	2 5, 0 0 0 円

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

年度仕入れにかかる消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鳥取市営住宅
公園等環境整備補助金について、鳥取市営住宅公園等環境整備補助金交付要綱第 8 条の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であり、適格請求書発
行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
☐ 公益法人等であり、特定収入割合が 5 % を超えるため、補助金に係る消費税及び地方
消費税の仕入控除税額がない。
☐ その他（ ）
- 6 添付資料
(1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書
(第 1 表) の写し
(2) 特定収入割合がわかる書類